

岐阜県公共施設予約管理システム導入・運用業務委託に関する質問・回答

(R6.4.18時点)

通番	質問項目	質問内容	回答
12	岐阜県公共施設予約管理システム導入・運用業務委託に関する質問・回答（R6.4.3時点） 通番10の回答について	<p>質問・回答書(R6.4.3時点)項目番号10の回答に基づき、AWSに問い合わせた結果、ティアに関しては、任意の団体が設定する評価基準は、そのそもその構成が基本的に相違する為、回答出来ない事でした。</p> <p>そこで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省による第二期政府共通プラットフォームであり、デジタル庁がガバメントクラウドの対象としているグローバルスタンダードであるAWSが評価対象外で、一部の任意団体が設定したティアが評価対象とされる理由は何か？ ・何故データセンター評価基準をティアのみにするのでしょうか？ 	<p>DC（データセンタ）については、監査の観点から、現場確認を実施することを想定したため、設置場所は国内を想定しており、ティアを元にDCを評価する方針としました。</p> <p>国内にDCが設置されており、ISMADの適用を受けているサービスであれば、様式1-4（データ要件確認表）における各項目は、【ティア3又はティア4】と回答して差し支えありません。</p>
13	仕様書P5>6 委託業務内容及び成果物等 > (2) データ移行業務 >③移行方法>ウ 最終及び検証用データの提供	<p>仕様調査のためのテストデータ、中間移行テスト用データ、最終移行データの合計3回データ提供いただけるのですが、各データをご提供いただける時期について御教授願います。</p> <p>また、県及び現行システムがある市町以外の施設予約情報（台帳管理等）の新システムへの登録作業は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>各データを御提供する時期については、現行システム保守事業者、受託者、県等で協議の上決定します。</p> <p>現行システムがない団体（紙媒体等で台帳管理中の団体など）の既存予約情報の新システムへの登録作業は不要です。</p>
14	仕様書P10>「表2-3 施設利用者機能概要」>施設予約>利用者情報登録変更	<p>「利用者がインターネットで利用者情報登録を行う機能を有し、システム管理者によって機能の利用有無を選択利用できること。」とありますが、利用有無の選択は岐阜県公共施設予約システム全体に対してであり、例えば利用有とした場合は全ての参加団体にて利用者情報のインターネット登録機能を有効化する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本機能は、各利用者が利用者登録をした後に、どの機能まで利用できるか（予約まで可、空き情報のみ参照可、空き情報も参照不可等）をシステム管理者が選択できるようにするものです。</p> <p>したがって、利用有無の選択利用はシステム全体で統一ではなく、各自治体・各施設において異なります。</p>
15	仕様書P11>「表2-3 施設利用者機能概要」>施設予約>予約等機能	<p>「施設管理者が許可をした利用者アカウントのみが予約可能となるよう制限する機能（施設利用許可機能）があること。」に関して、登録済み利用者アカウントは岐阜県公共施設予約システムが共同利用型システムであることから、システム内で共通（一意）となると想定しております。よって施設利用許可機能を設けることは、施設管理者が岐阜県公共施設予約システム内の全ての利用者アカウントにアクセスし設定が可能であるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>登録済み利用者アカウントはシステム内で共通（一意）となります。</p> <p>各施設管理者は、全ての利用者アカウントにアクセス可能ですが、施設利用許可機能は、施設毎、自治体毎で異なるルールを選択できる機能を備える必要があります。</p>

通番	質問項目	質問内容	回答
16	仕様書P16>「表2-6 施設管理者機能概要」>予約管理>予約管理	「予約の登録、変更、取消、利用者の付け替えが可能であること。」とありますが、利用者の付け替えとは利用者Aの予約登録を利用者Bに変更する意味でしょうか。その場合、利用者Aは当該予約はキャンセル扱いにならず最初から利用者Bの予約として登録がされると想定されますが、これは予約権利の譲渡を横行させる可能性があるため、仕様条件を削除いただくことは可能でしょうか。	<p>原則、仕様条件の変更・削除等の申出は受け付けることができません。</p> <p>利用者の付け替えは、予約者を別の人物に変更させる機能ですが、付け替え処理を実行した時点で、元の利用者は自動的（又は別処理を実施後）にキャンセル扱いとなることを想定しております。また本要件については「施設管理者機能」であるため、予約権利の譲渡が横行する事態は想定しておりません。</p> <p>なお、付け替え機能が搭載できない等の御事情があれば、様式1-4（システム機能要件確認表）の各項目備考において、代替手段を含め記載できないか、御検討ください。</p>
17	仕様書P16>「表2-6 施設管理者機能概要」>予約管理>予約管理	「施設管理者が予約の登録（入力）を行っている際、その対象となる室場・時間枠に対して他から予約が入らないように暫定的にロック（排他）をかけることができること。」とありますが、ロック（排他）機能を実行した際の利用者側画面では当該施設の室場情報が予約不可等、利用者側から見て予約が出来ない状態であることが分かるような表記にするという認識でよろしいでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>「他の利用者が予約処理中であるため、本室場は予約できません」等、容易に理解できる表現で表示することを想定しております。</p>
18	仕様書P17>「表2-6 施設管理者機能概要」>抽選申込管理>抽選管理	「必ず当選する優先抽選申込ができること。」とありますが、必ず当選する優先抽選申し込みは、そもそも公平な抽選処理を行わないという意となり、公共施設予約という観点からみて実装すべきではない機能と考えますが、同機能は必要でしょうか。	<p>イベント開催日等、施設管理者が特定の日に特定の施設の特定の室場を確実に使用したい場合（室場が抽選設定されている場合）に、本機能が必要になると認識しております。</p>
19	「表2-6 施設管理者機能概要」>抽選申込管理>抽選管理	「無断キャンセル等条件によって、抽選時のペナルティ等を設定できること。」とありますが、ペナルティの設定は参加団体の全ての施設、室場に対して適用されますでしょうか。それとも各参加団体内の施設、室場に適用されますでしょうか。例）A市の施設でペナルティが発生した場合、B市の施設でも同様なペナルティが科されるのか、あくまでもA市施設のみがペナルティ対象となるのか。	<p>抽選時のペナルティ等機能は、無断キャンセル等ペナルティを課すべきと施設管理者が判断した場合に設定すべきものです。他施設又は他自治体所管施設までペナルティを設定する権限を施設管理者に付与することは適当ではないと考えています。（他施設の施設管理者又は他自治体の了解が必要）</p> <p>例）A市のB施設でCという人物にペナルティを設定した場合、Cがペナルティを受ける対象施設は、A市B施設のみです。</p>
20	仕様書P18>「表2-6 施設管理者機能概要」>収納管理>収納・還付管理	「利用料減免割増パターンでの設定（年間定期券利用者を含む。）及びそれに対応した料金計算ができること。」となりますが、年間定期券は最大で参加団体数×対象施設もしくは室場数のマスタ設定が必要となる認識でよろしいでしょうか。	<p>利用料の割増パターンとしては、利用者の住所地が市外で通常よりも利用料が高くなることが考えられます。</p> <p>また、年間定期券利用者は通常の利用料より安価に施設を利用できることが想定され、利用料減免パターンに該当する可能性があります。上記のような利用料減免割増パターンの設定及び料金計算ができることを目的とした機能となります。</p>

通番	質問項目	質問内容	回答
21	仕様書P18>「表2-6 施設管理者機能概要」>収納管理>収納・還付管理	「施設使用料の上限・下限設定ができること。」とありますが、施設使用料は一般的に利用時間に応じて一意に決められていると思いますが、上限と下限を設定する理由についてご教授願います。	例えば、施設の繁忙期及び閑散期、季節等に応じて利用料金の設定を行う施設も想定されるため、全施設における使用料は、必ずしも利用時間に応じて一意に設定されるものでないと考えています。
22	仕様書P18>「表2-6 施設管理者機能概要」>収納管理>収納・還付管理	「入金済みの予約に対して取消処理を行った場合、還付又は充当処理ができること。」、「利用料の充当について、団体ごとに管理できること。」とありますが、一般的に施設利用料について、各施設の利用料徴収に関する条例規則に使用料の返還（還付）については明文化されており、還付を求める場合は施設利用料に関する還付申請書を利用者から受領するケースが多いと思われませんが、充当処理については条例規則に明文化されていないケースも多く、各参加団体によって対応の是非が異なると機能と想定いたしますが必要な機能となりますでしょうか。	充当処理については、必要な機能です。
23	仕様書P19>「表2-6 施設管理者機能概要」>帳票出力>帳票出力	「領収書の分割発行ができること。（分割階数に制限がないこと。）」とありますが、領収書の分割については許容されるケースとそうでないケースがあるため、本仕様条件で意図する分割発行のケースについてご教授願います。	<p>想定されるケースとしては以下のとおりです。</p> <p>ケース1：複数の高等学校が施設を同時に利用した際に、高校毎に領収書を求められるケース</p> <p>ケース2：全国規模の大会が開催された際に、特定の団体から補助金が交付される場合があり、県の競技団体と按分して利用料金を支払う場合、特定の団体と県の競技団体と別々の領収書を求められるケース</p>
24	仕様書P20>「表2-6 施設管理者機能概要」>施設管理>制限設定	「休館日当日における施設利用者からの予約を制限できること。」とありますが、これは休館日には公共施設予約システムの空き情報は閲覧できるが、予約処理はできないことを意味しますか。その場合、仕様書P24>第3 システム運用基盤の要件>2 運用管理>(1)稼働時間>「表3-2 サービス提供時間」記載の施設利用者に対するサービス受付時間「24時間」に矛盾し、且つ利用者側の利便性を損なう条件となりますので、仕様条件を削除いただくことは可能でしょうか。	<p>原則、仕様条件の変更・削除等の申出は受け付けることができません。当該機能が搭載できない等の御事情があれば、様式1-4（システム機能要件確認表）の各項目備考において、代替手段を含め記載できないか、御検討ください。</p> <p>前段についてはお見込みのとおりですが、御指摘の機能については「予約を制限できること」とあり、予約制限を行うかどうかの判断は施設管理者で行うこととなります。</p> <p>また、「仕様書p24 2 運用管理表3-2 サービス提供時間」における施設利用者のサービス受付時間が「24時間」に矛盾するという御指摘がありましたが、休館日当日の予約ができないことが、システムのサービスが全て停止していることを指す訳ではないため、仕様上の矛盾は生じません。</p> <p>（各施設の空き状況の確認は可能）等</p>

通番	質問項目	質問内容	回答
25	仕様書P22>「表2-6 施設管理者機能概要」>その他>その他	「スマートロックの管理アプリケーションと連携すること。」とありますが、連携に必要なシステム設定またはシステム改修は本調達の中で対応を行う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	仕様書P23>5 他システム連携機能> (2) 他システムとの連携	「各施設が独自に導入しているデジタルサイネージ等他システムとの連携に対応すること。」とありますが、各施設毎に必要な形式でのデータ出力連携（対象となる他システム数分の出力パターンを提供）を行う認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「連携方法については、自動連携を推奨するが、自動連携が困難なシステムとの連携については、非自動連携を可とする。非自動連携の場合、他システムとの連携を実現するため、本システムの予約データの最新情報から必要な情報を抽出してCSV形式で出力できるようカスタマイズし、業務支援を行うこと。」としております。 (仕様書23ページのとおり)